

第 3 編 福 祉

第 1 章	児童と母子・父子家庭の福祉・・・・・・・・・・	254
第 2 章	各種手当一覧・・・・・・・・・・	287

凡 例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、7 年度予算額、主管課を記載

第1章 児童と母子・父子家庭の福祉

核家族化の進展、出生率の低下、女性の社会参加の増大等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、保育需要も多様化してきている。

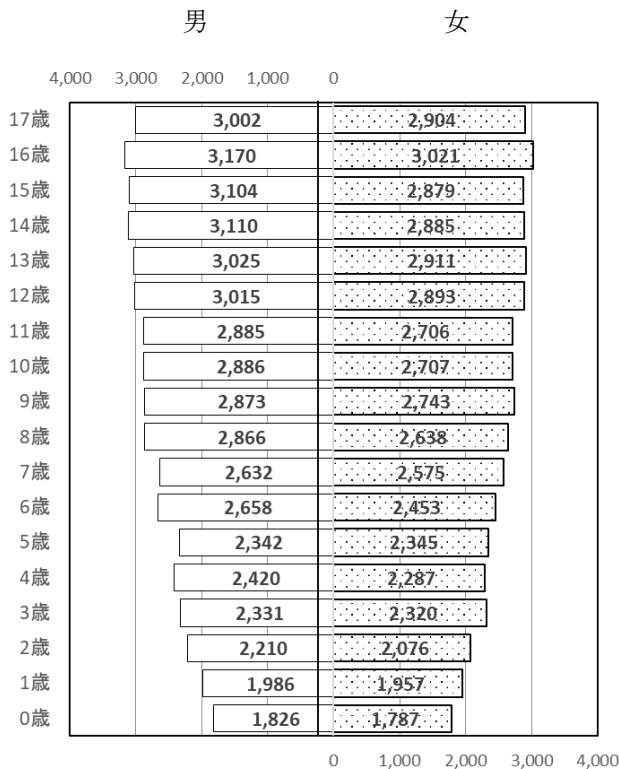
また、母子・父子世帯については、生計の維持、児童の養育など精神的にも経済的にも複雑多岐にわたる困難な問題を抱えている。

次代を担う子供たちの健全育成と母子・父子家庭の福祉の向上を図るための施策を進めていく。

〔児童人口の現状〕

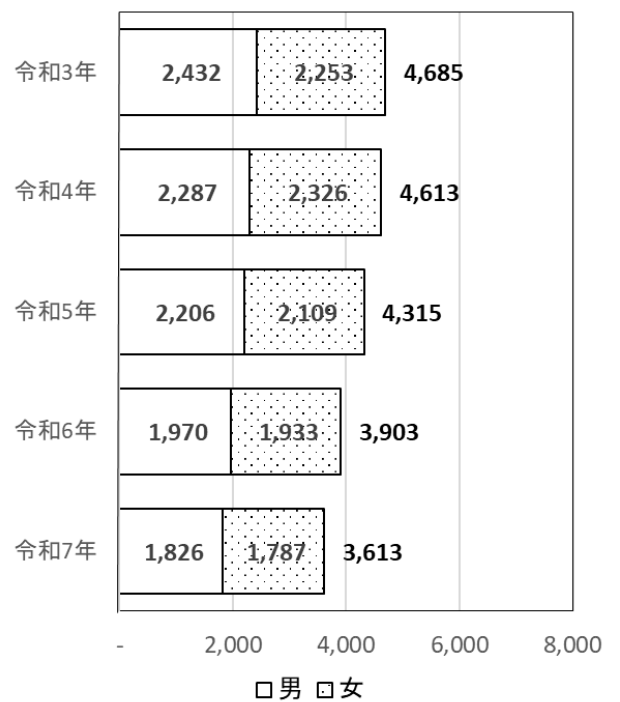
令和7年4月1日現在の児童人口(0～17歳)は、94,428人で、全人口588,583人の16.04%を占めている。うち、乳児(1歳未満)は3,613人(0.61%)、幼児(1～5歳)は22,274人(3.78%)、少年(6～17歳)は68,541人(11.65%)となっている。

児童の年齢別人口（令和7年4月1日現在）



(単位：人)

年度別乳児数（各年4月1日現在）



(単位：人)

1 こども計画

《目 的》

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、すべてのこどもの人格形成の基礎が築かれ、自立した個人としてひとしく成長できること、こどもの心身の状況や環境等に左右されず、権利の擁護がはかられること、さらには将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものであり、こどもに関するさまざまな取組を講じるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や国、地方公共団体等の責務などを定めている。

同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども・若者の視点から分かりやすくライフステージ別に、施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。また、こども基本法の施行とあわせて、同年4月にこども家庭庁が設置され、こども・子育てにやさしい社会づくりに向けた幅広い施策も順次実施されている。

本市においても、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、未来の力となるこどもたちの明るく健やかな成長を支え、安心してこどもを生み育てられるまちづくりを進めていくため、令和2年3月に妊娠・出産期から切れ目ない子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」（期間：令和2～6年度）を策定した。加えて、令和3年3月には、こどもの貧困対策を推進する「子どもの未来応援プラン」を策定して、第二期計画にリーディングプロジェクトとして位置づけた。

さらに、こどもを社会全体で守り育てるという機運を醸成し、すべてのこどもが生まれ育った環境にかかわらず、現在から将来の生活にわたり夢や希望をもてるまちの実現を目指し、「鹿児島市こどもの未来応援条例」を制定し、令和5年5月に施行するなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組んできた。

今回の「鹿児島市こども計画」は、条例の基本理念や各主体の役割、こどもの健やかな育ちを支える取組などのほか、近年の国の動向等も踏まえ、本市のこども・若者・子育て当事者に関するこども施策をさらに推進するための総合的な計画として策定するものである。

（計画期間）

令和7年度から令和11年度までの5か年計画

（教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期）

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら提供体制を確保していく。

なお、教育・保育の分野については、鹿児島市こども計画を児童福祉法に基づく市町村整備計画としても位置付ける。

教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(全 市 域)

(単位:人)

	7年度					8年度					9年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	3,116	2,515	7,789	511	2,372 2,523	2,915	2,353	7,823	503	2,385 2,491	2,631	2,117	7,763	498	2,373 2,480
	5,631				4,895	5,268				4,876	4,748				4,853
②確保方策	8,900		7,738	1,969	2,444 2,615	8,915		7,989	1,987	2,537 2,647	8,915		7,989	1,987	2,538 2,646
					5,059					5,184					5,184
②-①	3,269		▲ 51	1,458	164	3,647		166	1,484	308	4,167		226	1,489	331
確保必要数 (必要整備量)	-		140	-	60	-		-	-	-	-		-	-	-

	10年度					11年度					【参考】6年度				
	【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】 教育コース	【2号】	【3号】	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	2,329	1,868	7,702	488	2,364 2,457	2,072	1,657	7,635	482	2,344 2,437	3,335	2,692	7,725	514	2,341 2,513
	4,197				4,821	3,729				4,781	6,027				4,854
②確保方策	8,915		7,989	1,987	2,546 2,638	8,915		7,989	1,987	2,546 2,638	9,044		7,596	1,953	2,413 2,576
					5,184					5,184					4,989
②-①	4,718		287	1,499	363	5,186		354	1,505	403	3,017		▲ 129	1,439	135
確保必要数 (必要整備量)	-		-	-	-	-		-	-	-					

幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受け、以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まる。

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、次のとおり量を見込み、提供体制を確保する。

No.	事業名		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考) R5実績
1	延長保育事業	①量の見込み	6,831人	6,701人	6,575人	6,453人	6,334人	7,103人
		② 確保方策	6,831人	6,701人	6,575人	6,453人	6,334人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
2	放課後児童健全育成事業	①量の見込み	9,448人	9,536人	9,682人	9,867人	9,944人	※9,133人
		② 確保方策	9,448人	9,536人	9,682人	9,867人	9,944人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
3	子育て短期支援事業	ショート ステイ	①量の見込み	577人日	571人日	562人日	554人日	589人日
			② 確保方策	577人日	571人日	562人日	554人日	
			②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	
		トワイ ライト	①量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	17人日
			② 確保方策	10人日	10人日	10人日	10人日	
			②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	
4	乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	3,824人	3,676人	3,535人	3,402人	3,279人	4,189人
		② 確保方策	3,824人	3,676人	3,535人	3,402人	3,279人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
5	育児支援家庭訪問事業	①量の見込み	329人	316人	303人	292人	281人	316人
		② 確保方策	329人	316人	303人	292人	281人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
6	地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	292,153人日	278,894人日	265,254人日	248,982人日	235,757人日	315,716人日
		② 確保方策	292,153人日	278,894人日	265,254人日	248,982人日	235,757人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
7	一時預かり事業 (幼稚園型)	①量の見込み	397,370人日	388,080人日	364,165人日	334,488人日	309,015人日	394,984人日
		② 確保方策	397,370人日	388,080人日	364,165人日	334,488人日	309,015人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
8	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	①量の見込み	46,348人日	46,348人日	46,348人日	46,348人日	46,348人日	43,463人日
		② 確保方策	46,348人日	46,348人日	46,348人日	46,348人日	46,348人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
9	病児・病後児保育事業	①量の見込み	13,280人日	13,280人日	13,280人日	13,280人日	13,280人日	9,892人日
		② 確保方策	13,128人日	13,974人日	13,974人日	13,974人日	13,974人日	
		②－①	▲ 152人	694人日	694人日	694人日	694人日	
10	ファミリー・サポート・ センター事業	①量の見込み	6,032人日	6,244人日	6,447人日	6,629人日	6,822人日	5,619人日
		② 確保方策	6,032人日	6,244人日	6,447人日	6,629人日	6,822人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
11	妊婦健康診査・健康相談事業	①量の見込み	45,979人日	42,696人日	39,648人日	36,823人日	34,194人日	48,986人日
		② 確保方策	45,979人日	42,696人日	39,648人日	36,823人日	34,194人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
12	利用者支援事業 (基本型)	①量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
		② 確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
		②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
13	保育コーディネーター配置事業 (利用者支援事業(特定型))	①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		② 確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
		②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
14	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	※1か所
		② 確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
		②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
15	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	①量の見込み	7,825回	7,266回	6,747回	6,266回	5,819回	8,543回
		② 確保方策	7,825回	7,266回	6,747回	6,266回	5,819回	
		②－①	0回	0回	0回	0回	0回	
16	子育て世帯訪問支援事業	①量の見込み	328人日	322人日	314人日	306人日	297人日	49人日
		② 確保方策	328人日	322人日	314人日	306人日	297人日	
		②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
17	親子関係支援プログラム実施事業	①量の見込み	32人	48人	45人	45人	42人	—
		② 確保方策	32人	48人	45人	45人	42人	
		②－①	0人	0人	0人	0人	0人	
18	産後ケア事業	①量の見込み	2,425回	2,361回	2,269回	2,181回	2,101回	2,181回
		② 確保方策	2,425回	2,361回	2,269回	2,181回	2,101回	
		②－①	0回	0回	0回	0回	0回	

※放課後児童健全育成事業、利用者支援事業(こども家庭センター型)の(参考)は、令和6年度(5月1日現在)の実績

※単位「人日」は、年間延べ利用人数

2 保育所等の整備と保育内容などの充実

(1) 保育所等

経済状況等による共働き世帯の増加に伴い、保育を必要とする児童の健康と安全を図るため、本市では公私立の認可保育所等 206 か所（園）で児童の保育等をしている。また、多様化する保育等のニーズに対応して、乳児保育や延長保育などの充実にも努めている。

《年度別利用状況》

① 市内の保育所等（保育幼稚園課）

（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
保育所等数（か所）	181	181	181	200	206
定員（人）	13,475	13,405	13,426	13,821	13,982
利用児童数（人）	13,223	13,851	12,579	12,767	12,647
利用待機児童数（人）	82	136	21	0	0

② 広域利用

（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
他市町村保育所への利用児童数	74	67	84	86	85
他市町村からの受入児童数	100	96	84	88	83

(2) へき地保育所設置事業（昭和 41 年度、市単独、48 千円、保育幼稚園課）※28 年度より休園

《目 的》

交通条件、経済的、文化的条件等に恵まれないへき地における保育を要する児童に対して、必要な保護を行い、これらの児童の福祉の増進を図る。

《事業内容》

黒神保育園（定員 30 人）の運営・施設管理に係る経費を負担する。

《年度別利用状況》

（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
利用者数	0	0	0	0	0

(3) 幼児教育・保育の無償化（国の制度 令和元年度から実施、保育幼稚園課）

3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、認可外保育施設等を利用する、保育の必要性のある子どもについても無償化する。

《対 象》 以下のいずれかに該当する子どもであって、認定を受けたもの

3 歳～5 歳まで（小学校就学前まで）の子ども

0 歳～2 歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

《対象事業等》

① 幼児教育・保育の無償化

事業等名	対象施設	無償化の概要
施設型給付費	ア 保育所 認定こども園【保育所機能】	保育料全額無償
	イ 認定こども園【幼稚園機能】 新制度に移行した幼稚園	保育料全額無償
施設等利用給付費等事業	ウ 新制度に未移行の幼稚園	月額 25,700 円を上限に保育料無償
	☆エ 認可外保育施設 事業所内保育施設等	3 歳～5 歳児 月額 37,000 円 0 歳～2 歳児 月額 42,000 円
	☆オ 一時預かり事業（一般型）	を上限に無償（複数利用可）
	カ 幼稚園の預かり保育（一時預かり事業 （幼稚園型）を含む）	※イもしくはウとエ～クを併用 する場合は月額 11,300 円を上 限に無償
	☆キ 病児・病後児保育施設	※カについて満 3 歳児は翌年度か ら対象（住民税非課税世帯につ いては 0～2 歳も対象）
	☆ク ファミリー・サポート・センター事業	

※☆は保育の必要性があり、保育所・認定こども園、幼稚園に入所していない児童が対象。

※エを利用している 0 歳児から 2 歳児のうち、住民税所得割課税額 103,000 円未満の世帯の児童については、市の単独事業として負担軽減を実施

② 食材料費（給食費）の負担軽減

《対 象》 幼稚園・保育園・認定こども園を利用する、年収約 360 万円未満相当の世帯の 3 歳から 5 歳の児童等

《軽減額》 給食費のうち、副食費（おかず代）に係る経費（月額 4,800 円を上限）

※新制度に未移行の幼稚園は施設等利用給付費等事業で補助。

保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園は施設型給付費で対応

(4) 安全な保育環境充実事業（令和元年度、国一部、16,399 千円、保育幼稚園課）

《目 的》 保育施設等において、児童が安全に保育を受ける環境の充実を図る。

《事業内容》 事故防止対策巡回支援事業

巡回指導 立入調査を随時行うことで、安全な保育環境の充実を図る。

巡回研修 保育士経験者等による巡回研修を実施することで、安全な保育環境の充実を図る。

実施体制 巡回指導員（保育士経験者）4 人を配置し、実施

(5) 保育士・保育所支援センター運営事業

（平成 28 年度、国 1/2 市 1/2、13,200 千円、保育幼稚園課）

《目 的》 潜在保育士の再就職支援等のほか、保育士等の相談に応じる保育士・保育所支援センターの運営を行うことにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

《事業内容》 保育所等に関する募集採用状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所等に対する潜在保育士活用の助言、保育所等に勤務する保育士等の人間関係や労働条件等に関する相談支援等を行う。

① 場所 キャンセビル 7 階（中央町 10）

② 運営 （一社）鹿児島市保育園協会に委託

③ 時間 火曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く）の 9 時から 17 時 30 分

(6) 関係機関等と連携した保育士確保事業

(令和元年度、国 1/2 市 1/2、1,927 千円、保育幼稚園課)

《目 的》

さらなる保育士確保を図るため、関係機関等と連携し、保育士等の仕事の魅力の情報発信を行い、学生の保育所等への就労促進及び高校生の進路選択の一つとして、保育に関する意識啓発を図る。

《事業内容》

- ①行政（市・県・国）、保育・幼稚園関係団体、保育士養成施設との保育士確保に係る意見交換会の実施
- ②保育士を目指す学生向けのイベント（保育士カフェ、保育士出前講座）の実施
- ③保育の仕事の魅力発信のためのチラシ・リーフレットの作成

(7) 保育士資格取得支援事業 (令和3年度、国 1/2 市 1/2、400 千円、保育幼稚園課)

《目 的》

子どもを安心して預けることができる体制を整備し、保育所等における児童の受入拡大を図る。

《事業内容》

幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭の確保を図るとともに、保育所等に勤務する保育士資格を有していない者の資格取得を支援する。

(8) 保育士等奨学金返済補助事業 (令和4年度、市単独、73,584 千円、保育幼稚園課)

《目 的》

許可保育所等への就職を広く促し、保育人材の確保や職場定着及び離職防止を図り、待機児童数ゼロを継続する。

《事業内容》

奨学金を利用して保育士資格等を取得し、市内の認可保育所等（私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所）に就職した保育士等が、その奨学金を返済するために必要とする費用に補助する。

(9) 保育士確保対策事業 (令和4年度、市単独、42,095 千円、保育幼稚園課)

《事業内容》

待機児童数ゼロの継続のため、保育士等の安定的な確保に向けて、就職奨励金を給付するとともに、情報サイトや広告媒体を通じた情報発信を行う。

(10) 特別保育事業 (保育幼稚園課)

《目 的》

延長保育事業、一時預かり事業等を円滑に実施することにより、乳幼児の健康の保持と精神の成長・発達の促進を図って、児童福祉の向上に努める。

《事業内容及び対象者》

- ① 延長保育事業 (昭和63年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、188,302 千円)

保育標準時間認定分：11 時間の開所の後に 1 時間以上を実施する保育所等に対し、助成する。

保育短時間認定分：11 時間の開所時間内に、短時間認定児童の利用時間（8 時間）を超えて、引き続き保育を実施する保育所等に対し、助成する。

- ② 保育所地域活動事業 (平成元年度、市単独、12,750 千円)

地域における異年齢児交流等事業などの特別の保育科目を設定して保育を実施する保育所等に対し、助成する。

- ③ 一時預かり事業（一般型）(平成3年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、331,492 千円)

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる保育所、認定こども園等に対し、助成する。

- ④ 一時預かり事業（幼稚園型）(平成27年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、246,016 千円)

主に在籍園児（1号認定子ども）を、通常の教育時間外に預かる幼稚園等に対し、助成する。

⑤ 保育所障害児受入促進事業 （平成 11 年度、国 1/3 市 2/3、777 千円）

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を実施する場合に、助成する。

(11) 私立保育所等への補助事業（保育幼稚園課）

《目 的》

職員の資質向上と保育内容の向上を図り、児童福祉の増進に努めるため、保育園協会及び保育所、認定こども園、小規模保育事業所に運営費を助成する。

《対象者》

市保育園協会、保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び認可外保育施設

《事業内容》

① 保育園協会

保育園協会研修費補助 （昭和 41 年度、市単独、16,911 千円）

保育園協会運営費補助 （平成 4 年度、市単独、5,179 千円）

② 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所

私立保育所運営費補助

項 目	開始年度	財源	予算
非常勤保育士雇用等補助	昭和 41 年度	市単独	59,616 千円
保育材料等補助	昭和 41 年度	市単独	59,762 千円
軽度障害児保育補助	平成 2 年度	市単独	26,278 千円
週休二日制実施補助	平成 5 年度	市単独	120,312 千円
こどもの心が育つ保育推進事業補助	平成 13 年度	市単独	18,607 千円
障害児保育補助	昭和 52 年度	市単独	60,342 千円
幼児保育相談補助	平成 17 年度	市単独	6,120 千円
障害児保育円滑化事業補助	平成元年度	市単独	3,060 千円
療育支援児保育補助	平成 23 年度	市単独	196,081 千円
保育園研修費補助	平成 23 年度	市単独	4,399 千円
保育体制強化事業補助	平成 30 年度	県 3/4, 市 1/4	133,200 千円
保育士宿舍借り上げ支援事業	令和 2 年度	国 2/3, 市 1/3	79,407 千円

③ 認可外保育施設 （平成 13 年度、国一部、31,776 千円）※昭和 48 年度から平成 12 年度まで間接補助

項 目	開始年度	財源	予算
運営費補助	平成 13 年度	市単独	6,706 千円
管理補助	平成 13 年度	国一部	910 千円
障害児保育補助	平成 16 年度	市単独	3,888 千円
研修費補助	平成 18 年度	市単独	374 千円
冷房費補助	平成 22 年度	市単独	130 千円
暖房費補助	平成 22 年度	市単独	334 千円
児童健康診断補助	平成 23 年度	市単独	1,221 千円

こどもの心が育つ保育推進事業補助	平成 24 年度	市単独	104 千円
夜間保育補助金	平成 30 年度	市単独	713 千円
人件費補助	令和元年度	市単独	17,396 千円

(12) 病児・病後児保育事業（平成 14 年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、211,884 千円、保育幼稚園課）

《目 的》

保育所等を利用する児童が、病気の回復期等にあるために集団保育ができず、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で育児ができない場合に、その児童を一時的に預かり、保育を行う事業を市内の医療機関に委託して実施するとともに、病児保育支援システム「あずかるこちゃん」を運用する。

《事業内容》

- ① 対象児童 鹿児島市に住所を有する 0 歳児から小学校 6 年生までの児童
- ② 実施施設 池田病院 チックタック童夢館（西田三丁目 10-20 TEL255-3737）
紫原たはら医院 グッドラック（紫原四丁目 27-19 TEL250-3231）
ひだまりこどもクリニック ぱらんせ（大明丘二丁目 22-21 TEL294-5000）
谷山生協クリニック レインボーキッズ（谷山中央五丁目 21-22 TEL267-2028）
中瀬小児科 マーミン（東谷山四丁目 25-7 TEL266-1189）
あおぞら小児科 あまやどり（草牟田二丁目 16-8 TEL226-3298）
かごしまたんぽぽ小児科 病児保育ばふ
（真砂本町 13-20 大福第 13 ビル 1 階 TEL202-0410）
豊島小児科 病児保育室 sano（山田町 3408 番地 6 TEL265-3070）
- ③ 利用定員 各施設 4 ～ 12 人
- ④ 利用日及び時間 施設によって異なる

《実施状況》

（単位：人）

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
延べ利用人数	9,419	6,041	7,155	6,657	9,892	8,223

(13) 医療的ケア児受入推進事業（令和 5 年度、国 2/3 市 1/3、85,044 千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育所等において医療的ケア児の受入れを推進するため、保育所等への看護師の配置等に対する支援を行うとともに、停電時における非常用電源等の災害対策備品の整備に対する補助を行う。

(14) 保育所等業務効率化推進事業（令和 5 年度、国 1/2 市 1/4、24,415 千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

過去に補助を受けていない施設（認可外保育施設を含む）及び国の指定する機能を全て備えていない施設に対し、ICT 化を行うために必要なシステム導入費用の一部の補助を行う。

(15) 1 歳児受入促進補助事業（令和 4 年度、市単独、54,648 千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

利用希望が多いが受入れが増やしにくい 1 歳児の受入れを拡大する保育所等に対し、人件費等を助成する。

(16) 保育所等紙おむつ処理支援補助事業（令和 5 年度、紙おむつ処理費：市単独、
ごみ箱購入費：国 1/3 市 2/3、18,503 千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育所等の使用済み紙おむつの処理等に要する経費に対し補助することにより、保護者の持ち帰りの負担や保育士等の業務負担の軽減を図る。

(17) 給付費等申請クラウドシステム運用事業（令和５年度、市単独、9,914千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

教育・保育施設の給付費等の申請、算定等の業務について、クラウド上でデータを共有し、一括管理するシステムを導入し、施設と市双方の業務負担の軽減と事務の効率化を図る。

(18) 児童福祉施設整備費等補助事業（保育幼稚園課）

《目 的》

施設整備を行う社会福祉法人等に対し、保育の受け皿確保に向けた新たな保育所等の整備や利用児童の安全確保を図るための耐震化・老朽改築整備に要する経費の一部を助成する。

《事業内容》

就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金

① 待機児童解消分（令和７年度、国 2/3 市 1/12、470,309千円）

② 老朽改築整備分（令和５年度、国 1/2 市 1/4、261,781千円）

《実施状況》

施設 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
・保育所 ・幼保連携型 認定こども園	千年幼稚園 （２年目） きよみ保育園 （２年目） はなぶさ幼稚園 （１年目）	はなぶさ幼稚園 （２年目） 喜入保育園 （１年目） 錦ヶ丘保育園 （１年目） 白菊保育園 （１年目）	喜入保育園 （２年目） 錦ヶ丘保育園 （２年目） 白菊保育園 （２年目） 認定こども園錦ヶ丘 （１年目） 福平保育園 （１年目）	認定こども園錦ヶ丘 （２年目） 福平保育園 （２年目）	仁田尾保育園 （１年目）

※令和４年度までは、「保育所等整備交付金施設整備費補助金」及び「認定こども園施設整備補助金」の名前で助成。

(19) 保育所等設置支援事業（令和５年度、国 8/9、市 1/9、168,420千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

賃貸物件を活用して保育所等や小規模保育事業所を設置する際に必要な改修費等の一部を補助する。

(20) 利用定員拡大促進補助事業（令和４年度、市単独、8,500千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

認可保育所及び認定こども園の２・３号定員増員による受入れ拡大を図るために必要な改修等に要する費用を助成する。

(21) 多子世帯保育料等軽減事業（保育幼稚園課）

《目 的》

第３子以降の子どもについて保育所等を利用している多子世帯（18歳未満の子を３人以上扶養している世帯）の経済的な負担を軽減するため、保育料の軽減を行う。

《対象児童》

対象となる児童は下記の項目のいずれにも該当する者

- ① 保育所等に入所している児童
- ② 多子世帯の18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する児童
- ③ 市民税所得割額が97,000円未満の世帯に属する児童

(22) 認可外保育施設保育料助成事業（平成25年度、市単独、8,430千円、保育幼稚園課）

《目 的》

認可外保育施設を利用している乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を助成する。

《対象者》

対象となる保護者は下記の項目のいずれにも該当する者

- ① 鹿児島市内に住民登録を置き、在住していること
- ② 補助金の対象となる認可外保育施設を月単位で契約していること
- ③ 保護者が現に就労、就学、疾病等により家庭で保育ができないこと
- ④ 世帯の市民税（住宅取得控除等の控除前の額）の所得割額が103,000円未満であること
- ⑤ 市・県民税に滞納がないこと

(23) 保育コーディネーター配置事業（平成25年度、国2/3、県1/6、26,556千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育を必要としている保護者の相談に応じ、保育サービスの情報提供を行い、保護者のニーズと保育サービスを適切に結びつけ、よりきめ細かな対応を行う保育コーディネーターを配置する。

《配置》

保育幼稚園課3人、谷山子育て支援課2人、福祉支援部伊敷福祉課1人、福祉支援部吉野福祉課1人

(24) SMSを活用した保育所等情報発信事業（令和5年度、市単独、836千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育所等の利用調整を効果的に実施するため、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、施設の空き情報を提供する。

(25) 保育所システム更新等推進事業（令和6年度、市単独、13,320千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保育所等業務効率化推進事業の補助対象とならない、システムの入替え、機器の更新・追加に対し、補助する。

(26) 民間保育士等処遇改善補助事業（令和5年度、市単独、802,709千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

認可保育所等に勤務する保育士等の処遇を改善することで、保育士等の確保や職場定着及び離職防止を図る。

(27) 潜在保育士雇上強化事業（令和6年度、国3/4、市1/4、16,270千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

潜在保育士を有資格保育補助者として雇用し、保育士等としての段階的な復帰に取り組む保育所等に対し助成する。

(28) 教育・保育関係手続きオンライン化促進事業（令和7年度、市単独、7,597千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

保護者の利便性の向上を図るため、保育所等の利用申込みに対する利用調整結果等の通知をオンライン化する。

(29) 乳児等通園支援事業（令和7年度、国3/4 市1/4、保育幼稚園課）

《事業内容》

在宅で子育てをする世帯の乳児等が、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等に通園することにより、乳児等に家庭とは異なる経験等の機会を与えるとともに保護者の孤立感、不安感の解消を図る。

(30) 桜島地域幼保一元化推進事業（令和7年度、市単独、6,249千円、保育幼稚園課）

《事業内容》

令和8年4月の桜島地域の幼保一元化に向け、統合先の私立桜島こども園に対する送迎車両購入費用、統合元2園（市立東桜島保育園、市立桜峰幼稚園）の保護者に対し、統合に伴い新たに生じる費用を助成するための補助金の創設等を行う。

- ① 私立桜島こども園に対する、送迎車両購入費用の補助
- ② 市立東桜島保育園・市立桜峰幼稚園の保護者に対する、教材等購入費用の補助
- ③ 交流活動の実施

3 私立幼稚園等に対する助成

私立幼稚園等の運営に対する助成事業（昭和48年度、市単独、145,009千円、保育幼稚園課）

《目 的》

鹿児島市内の私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園及び私立幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）並びに鹿児島市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）の円滑な運営を図り適正な就学前の子どもの教育及び保育を推進するため、幼稚園等に対し教材費、3歳児保育運営費、協会に加盟する各幼稚園等の研修費、運営費、絵本に親しむ活動費、読み聞かせ奨励費、幼児教育相談助成費、保健衛生充実事業費、満3歳児長期休暇預かり保育人件費及び協会の運営費に対する補助金を支出する。

《対象者》

鹿児島市内の私立幼稚園及び認定こども園、鹿児島市私立幼稚園協会

《補助額》

毎年度の5月1日現在の幼稚園等の園児数、教育・保育職員等数、園数及び学級数を基礎として算定（協会運営費及び満3歳児長期休暇預かり保育人件費を除く）。

4 児童の健全育成

(1) 児童センター（昭和41年度、国1/3 県1/3 市1/3、49,913千円、こども政策課）

《目 的》

児童に健全な遊びの場を与え、その健康や体力を増進し、情操を豊かにするとともに児童の健全な育成を図ることを目的とする児童センターを運営し、児童福祉の増進を図る。

《対象者》

18才未満の児童とその家族、こども会及びこれに類する団体、母親クラブ等児童健全育成を目的として組織された団体

《事業内容》

- ① 実施場所 城南児童センター（城南町 4-19）
三和児童センター（三和町 21-23）
郡山児童センター（郡山町 39-4）
- ② 開館日及び時間 月曜日から土曜日まで（年末年始・祝日を除く。）
午前 8 時 30 分～午後 6 時
- ③ 保護者負担 行事費など必要な費用

《利用状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
城南児童センター	2,633	3,116	3,592	6,079	6,246
三和児童センター	5,119	4,932	5,952	7,272	7,456
郡山児童センター	8,121	5,469	4,855	5,427	5,367
計	15,873	13,517	14,399	18,778	19,069

(2) 放課後児童健全育成事業 （昭和 52 年度、国 1/3 県 1/3、1,602,728 千円、こども政策課）

児童クラブ施設整備事業 （昭和 52 年度、国 1/3 県 1/3、60,401 千円、こども政策課）

※ 一部 国 2/3 県 1/6

《目 的》

昼間労働等により保護者のいない小学校に就学している児童の適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図る。

なお、児童クラブの運営は、各児童クラブ運営委員会等に委託して行う。

《対象者》 昼間保護者のいない小学校に就学している児童

《事業内容》

- ① 実施場所 児童クラブ 180 か所
- ② 開所日及び時間 月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）
平日：午後 2 時～午後 6 時、授業のある土曜日：授業終了後～午後 6 時
授業のない土曜日：午前 8 時～午後 6 時、長期休暇：午前 8 時～午後 6 時
- ③ 保護者負担 児童 1 人当たり月額 3,500 円（生活保護世帯等は無料）

《設置状況》

（単位：か所）

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
新 規 開 設	14	10	5	8	4	2	0
事 業 廃 止	0	0	0	0	0	1	1
年度末クラブ数	153	163	168	176	180	181	180

(3) 放課後児童健全育成補助事業 （平成 11 年度、国 1/3、県 1/3、452,326 千円、こども政策課）

《目 的》

放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に運営費の補助を行い、当該法人等の事業の促進を図るとともに、保護者負担の軽減を図り、児童の健全育成に資する。

《対象者》 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人及び学校法人等

《対象経費》 放課後児童健全育成事業に要する経費のうち、支援員等人件費、施設賠償責任保険料、光熱水費及び保護者負担金差額加算等

《実施状況》

(単位：か所)

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
新 規 開 設	3	2	0	2	3	7	5
事 業 廃 止	0	0	1	2	2	0	2
ク ラ ブ 数	26	28	27	27	28	35	38

(4) 児童クラブ ICT 化推進事業 (令和 4 年度、国 1/3、県 1/3、18,615 千円、こども政策課)

《目 的》児童クラブの ICT 化により、保護者の利便性向上や職員の業務負担軽減を図る。

《事業内容》児童等の入退室管理や保護者への連絡等ができるシステム等を運用する。

(5) 児童クラブタブレット学習支援事業 (令和 6 年度、国 1/3、県 1/3、37,238 千円、こども政策課)

《目 的》児童クラブにおける児童のタブレット端末を活用した学習を支援する。

《事業内容》Wi-Fi ルーターの運用等により、インターネット環境の充実等を図る。

(6) ちびっこ広場 (昭和 42 年度、市単独、8,341 千円、保育幼稚園課)

《目 的》

子どもたちの路上遊びを防止し、身体面の発育及び精神面の発達を助長するため、空地等を利用し、安全で楽しく、そして明るく過ごせるスペースの確保を目的とする。

《事業内容》

令和 7 年 3 月末現在 87 か所で、地域の要望により設置している。

(7) 子育て短期支援事業

- ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 (平成 6 年度、国 1/3・1/2 県 1/3・1/4 市 1/3・1/4
6,620 千円、こども家庭支援センター、こども福祉課、谷山子育て支援課)

《目 的》

児童を養育している家庭の保護者が疾病や育児疲れ等の事由によって、家庭での養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護することにより、児童及び母子の身体的・精神的な負担の軽減、福祉の向上を図る。

《対象者》 18 歳未満の児童及び親

《事業内容》

ア 実施場所 乳 児 院 やくし乳児院、鹿児島乳児院
児童養護施設 愛の聖母園、桜島学園、三州原学園、仁風学園
母子生活支援施設
ファミリーホーム 富永さんち、武田ホーム

イ 利用期間 保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、市が認める期間

ウ 事業費単価 2 歳未満児 1 日 11,760 円 2 歳以上児 1 日 6,460 円

エ 利用者負担 事業費の一部を負担（生活保護世帯等は無料）

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
延利用人員（人）	62	90	122	118	85
延利用日数（日）	371	543	649	589	500

- ② 夜間養護等（トワイライト）事業 (平成 16 年度、国 1/3 県 1/3、市 1/3、60 千円)

《目 的》

児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うことにより、児童の福祉の向上を図る。

《対象者》 18歳未満の児童

《事業内容》

ア 実施場所	乳児院	やくし乳児院、鹿児島乳児院
	児童養護施設	愛の聖母園、桜島学園、三州原学園、仁風学園
	ファミリーホーム	富永さんち、武田ホーム
イ 利用時間	・夜間養護事業	夕方（保育園、幼稚園、小学校等終了後）～午後10時まで
	・休日預かり事業	朝～夕方（概ね午後6時）
ウ 事業費単価	夜間養護事業 1日 2,350円	休日預かり事業 1日 3,500円
エ 利用者負担	事業費の一部を負担（生活保護世帯等は無料）	

《実施状況》

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延利用人員（人）	0	14	17	17	5
延利用日数（日）	0	14	18	17	5

(8) すこやか子育て交流館管理運営等事業（平成22年度、国一部 県一部、140,603千円、こども政策課）

《目 的》

子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子育て家庭や子育て支援団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設として、平成22年10月に開館した。

この施設では、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、子育てに関連する情報の発信や関係団体等との連携・情報の共有化を行い、子育て支援のネットワークづくりを進める。

《対象者》

小学校3年生までの子どもとその家族、妊娠中の者、子育て支援に係る活動を行う者等

《事業内容》

- ① 実施場所 与次郎一丁目10-17
 ② 開館日及び時間 毎月第1月曜日及び年末年始を除く毎日 午前9時～午後5時

《利用状況》 (単位：人)

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者数	53,053	54,989	76,386	97,198	100,816

(9) 親子つどいの広場運営事業（平成20年度、国一部 県一部、213,369千円、こども政策課）

《目 的》

子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供する「親子つどいの広場」を運営し、子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図る。

《対象者》

小学校に就学するまでの子どもとその家族、妊娠中の者、子育て支援に係る活動を行う者等

《事業内容》

- ① 実施場所 東部親子つどいの広場（中町4-13）平成20年4月1日供用開始
 南部親子つどいの広場（西谷山一丁目3-2）平成25年12月24日供用開始
 北部親子つどいの広場（吉野町3256-1）平成26年7月1日供用開始

西部親子つどいの広場（下伊敷一丁目 10-3）平成 29 年 4 月 1 日供用開始

② 開館日及び時間 年末年始を除く毎日 午前 9 時～午後 5 時

《利用状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
東部親子つどいの広場	15,482	12,594	16,455	19,001	19,414
南部親子つどいの広場	41,343	43,413	57,629	64,548	56,485
北部親子つどいの広場	23,797	24,887	29,971	34,964	29,611
西部親子つどいの広場	32,847	33,826	44,080	53,288	52,868

(10) 地域子育て支援センター事業（平成 6 年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、119,399 千円、こども政策課）

《目 的》

子育て家庭への支援活動の企画、調整及び実施を担当する職員を配置し、育児不安等に対する相談、子育て親子の交流の促進、地域の子育てサークル等の育成・支援等を実施する。

《事業内容》

- ① 実施内容 育児不安等に対する相談、親子ふれあいの催し、育児講座、子育てサークル等の育成・支援、その他
- ② 実施施設（委託先） 上町わくわくランド（鹿児島県社会福祉事業団） いっぺこっぺ（伊敷福祉会）
つくしびよびよ（紫原福祉会） はらっぱ（鹿児島福祉会）
ララ（鹿児島福祉会） 花（吉田向陽会）
ころころ（合同会社しんじん） 喜入松青ひろば（松青福祉会）
くくな（合同会社 Mana） ドリームキッズ（常盤会）
松青ひろば（松青福祉会） わくわくパンダ（笹桐福祉会）
※令和 7 年 4 月 1 日現在

《利用状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用者数	22,684	19,997	24,126	27,939	36,914

(11) ファミリー・サポート・センター事業（平成 12 年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、15,007 千円、こども政策課）

《目 的》

育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を実施し、子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図る。

《対象者》

- 依頼会員 （育児）市内に居住又は勤務する者で、生後 6 か月から 18 歳までの子どもがいる者
（家事）市内に居住し、母子健康手帳交付の日から出産後 6 か月までの者
- 提供会員 （共通）市内に居住する者

《事業内容》

- ① 実施機関 ファミリー・サポート・センター（中町 4-13）
- ② 委託先 市社会事業協会
- ③ 開館日及び時間 年末年始を除く毎日 午前 9 時～午後 5 時
- ④ 実施内容 会員相互による育児や家事の相互援助活動

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
会員数（人）	3,077	3,213	3,275	3,350	3,411
活動回数（回）	3,890	4,096	5,252	5,619	5,834

(12) 子育てサークル支援事業（平成 13 年度、市単独、1,806 千円、こども政策課）

《事業内容》

子育て等に関して地域での交流の活性化を図るために活動する子育てサークルに対し、活動費の助成を行うほか、すこやか子育て交流館や親子つどいの広場などで、おもちゃの貸し出しを行う。

① 子育てサークル活動費補助

主に本市に居住する未就学児の親子の世帯が 5 世帯以上で、本市の子育て支援施設や公共施設を拠点に子育て等に関して地域での交流の活性化を図る活動を行う子育てサークルに対する補助を行う。

② 子育ておもちゃ便

子育てに関する活動を行う団体等に、ジョイントマット、エプロンシアター、ブロック、ままごとセットなどのおもちゃの貸し出しを行う。

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
団体数	14	13	13	13	10

(13) 子育てサポーター養成事業（平成 19 年度、国 1/2 市 1/2、142 千円、こども政策課）

《目 的》

市民が自らの経験等を活かして子育てを支援することができるよう、本市の養成講座または県が実施する子育て支援員研修修了者を「子育てサポーター」として登録し、地域の子育て力を向上させ、より子育てしやすい環境を整備する。

また、子育てサポーターと県の子育て支援員研修修了者を対象に現任研修を実施し、地域子育て支援拠点施設の支援の担い手となる「子育て支援員」のスキルアップを図る。

《事業内容》

① 子育てサポーター活動

本市のイベントや講座、子育て支援施設、子育てサークル等において、子育ての悩み相談や助言及び各種イベント等の託児を行う。

② 現任研修の実施（隔年）

従事者のスキルアップを図るため、現任研修を実施

対 象 者 子育てサポーター及び県が実施する子育て支援員研修修了者
定 員 80 人
受 講 料 無料

(14) 子育て支援ネットワーク推進事業（平成 24 年度、市単独、1,135 千円、こども政策課）

《目 的》

すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを構築し、多様な情報発信と、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

《事業内容》

① 子育て支援ネットワーク会議の運営

② 子育て応援ポータルサイト（夢すくすくねっと）の運用

- ③ 子育て関連情報の一元管理、提供
- ④ かごしま市子育てガイドの発行
- ⑤ にこにこ子育て応援隊の支援

(15) 子育て支援施設職員スキルアップ研修事業 (令和2年度、国 1/2 市 1/2、413 千円、こども政策課)

《目 的》

子育て支援拠点施設職員のスキルアップを図るため、研修を実施するとともに、子育て支援拠点施設間の連携を図るため、会議を設置し、情報交換等を行う。

《事業内容》

対象者 すこやか子育て交流館、親子つどいの広場、児童センター、地域子育て支援センターの職員

① 研修

ア 職員のスキルアップ研修

専門的な知識・技術等を習得することをテーマとした研修

イ 実務研修

拠点における課題や事例及び解決に向けた技術等の共有を図ることをテーマとした研修

② 地域子育て支援拠点施設従事者会議

- ・子育て支援情報の共有化
- ・相談のケース検討
- ・施設が抱える課題に対する意見交換 等

(16) 子育て支援施設整備事業 (令和5年度、市単独、65,188 千円、こども政策課)

《事業内容》

子育て支援施設の整備等を計画的に行う。

(17) 家庭こども相談員設置事業 (令和6年度、市単独、19,142 千円、こども福祉課) ※令和6年度より家庭児童相談員設置事業(昭和45年度)と婦人相談員設置事業(昭和33年1月)を統合

《目 的》

家庭における児童についての悩みごとや配偶者からの暴力、家庭内のもめごとの相談等に対応する家庭こども相談員を配置する。

《対象者》 児童を養育している保護者、女性等

《事業内容》

① 実 施 場 所 家庭こども相談室・谷山子育て支援課

② 相談日及び時間 月曜日から金曜日まで(年末年始・祝祭日を除く。)
家庭こども相談室 午前8時30分～午後5時15分
谷山子育て支援課 午前9時15分～午後4時

① 家庭こども相談員 5人(家庭こども相談室 3人 谷山子育て支援課 2人)

② 相 談 内 容 家庭における児童についての悩みごと、夫からの暴力に関すること等

《実施状況》

(単位：件)

年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
相談件数	1,088	987	856	837	793

※家庭児童相談と婦人相談を合計した件数

(18) 児童虐待対策事業（平成13年度、国1/2・1/3 県1/3 市1/2・1/3、1,495千円、
こども家庭支援センター）

《目 的》

関係機関・団体等との情報共有や連携を深めるとともに、児童虐待防止についての啓発活動等の事業を行うことにより、児童虐待の早期発見や防止等を推進する。

《事業内容》

① 鹿児島市要保護児童対策地域協議会による児童虐待対策の実施（平成20年度設置）

関係機関・団体の代表者等による「代表者会議」「実務者会議」等を開催し、情報交換や支援内容について協議することにより、児童虐待の早期発見や防止等を図る。

② 子ども相談連絡部会研修会の開催

③ 児童虐待防止のための啓発活動

児童虐待防止についての街頭キャンペーン等を行うことで、虐待防止や早期発見等の啓発に努める。

(19) 育児支援家庭訪問事業（平成17年度、国1/3・1/2 県1/3・1/4 市1/3・1/4 6,234千円、
こども家庭支援センター）

《目 的》

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育を図る。

《対象者》 子育てに対し不安がある出産後概ね1年未満の家庭

《事業内容》

① 出産後間もない時期（概ね1年程度）の母子に対する育児指導

② 未熟児、多胎児等についての育児指導及び栄養相談

③ 身体的又は精神的不調状態にある養育者に対する相談及び指導

④ 若年の養育者に対する育児相談及び指導 など

(20) 子育て世帯訪問支援事業（令和5年度、国1/3 県1/3 市1/3、1,435千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

家事・育児に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を子育て訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

《事業内容》

①家事援助の内容

ア.家事支援 食事の準備、後片付け、洗濯、居室等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物 など

イ.育児支援 授乳、離乳食、おむつ交換、沐浴補助、保育所等の送迎、通院・産後健診・公的機関の手続きなどの同行、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供 など

②支援対象 家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

③利用者負担金 最大3,000円/回（所得等に応じて減免）

(21) かごしまこども応援ネットワーク推進事業（令和5年度、市単独、こども福祉課）

《目 的》

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもを支援する活動の促進を図る。

《事業内容》

こどもの居場所づくりにつながる活動を行っている団体の取組について、市ホームページ「かごしまこども応援ネットワーク」という場を通して、情報の見える化を図り、団体間で協調した取組が促進されるなど、地域全体で子どもを支えていく力の向上を目指す。

(22) イクボス推進会議開催事業（平成 29 年度、県 2/3、352 千円、こども政策課）

《目 的》

仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進する。

《事業内容》

イクボス推進同盟への参加企業の増加等を図るとともに、イクボスの優れた取り組みを表彰する「イクボスアワード」を通じて、仕事と生活を両立しやすい環境整備を官民連携で推進する。

(23) こどもの居場所×学習機会づくり地域支援補助金（令和 6 年度、国 2/3、3,279 千円、こども福祉課）

《目 的》

こどもの居場所づくりにつながる活動の一つとして、学習支援の取組を支援し、こどもの居場所づくりを推進する。

《事業内容》

こどもの居場所づくりとして、子ども食堂を支援する団体が行う学習支援の取組に対し、助成する。

(24) 子ども食堂サロン運営支援補助金（令和 4 年度、国 2/3、3,530 千円、こども福祉課）

《目 的》

鹿児島市における子ども食堂の活動を支援することで、地域社会全体で子どもを育てていくという機運を醸成し、もって子どもの健全育成を図る。

《事業内容》

子ども食堂への支援や新規開設等に関する相談機能を担う「かごしまこども食堂サロン」を運営する団体に対し、助成する。

(25) 子ども見守り強化事業（令和 3 年度、国 2/3、市 1/3、4,572 千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

児童虐待防止と早期発見に努めるため、支援を必要とする児童の自宅に弁当などを届ける子ども食堂等を通じた地域の見守り体制を強化する。

《事業内容》

子ども見守り強化事業補助金

- ①対象者 市内でこども食堂等を運営する団体で、「かごしまこども食堂・地域食堂ネットワーク」の構成員となっている団体等
- ②対象活動 宅食（無料）を通じた対象児童等の見守り
- ③対象経費 人件費、弁当購入費、ガソリン代等

(26) こどもの未来応援贈り物事業（令和 5 年度、2,325 千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

イベント参加やスポーツ観戦など、様々な経験の機会の提供に取り組む児童養護施設等に対し助成を行い、施設で生活する子どもが夢や希望を抱くきっかけづくりを行う。

《対象施設》

乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム、母子生活支援施設、児童心理治療施設（鹿児島市内 15 施設）

※全額、愛の福祉基金を活用

(27) 子ども家庭見守り相談支援員設置事業（令和4年度、国 1/2 市 1/2、16,547 千円、
こども家庭支援センター）

《目 的》

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、継続的な支援を行っている子どもについて、定期的な状況確認を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の運営に係る業務を行う。

《事業内容》

- ① 市が継続的な支援を行っている児童等の定期的な状況確認
- ② 市が継続的に支援を行っている児童等の支援に係る連絡調整・事務処理等
- ③ 要支援児童に関する相談対応

(28) ヤングケアラー支援事業（令和5年度、国 2/3 市 1/3、4,527 千円、こども家庭支援センター）

《目 的》

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども、いわゆるヤングケアラーの周知広報を図るとともにヤングケアラーに対する支援体制を充実させるもの。

《事業内容》

ヤングケアラーに対する支援体制の充実を図るため、相談支援を行うとともに、周知広報を図る。

(29) こども家庭支援ネットワーク構築事業（令和5年度、国 2/3 県 1/6 市 1/6、157 千円、
こども家庭支援センター）

《事業内容》

連携が必要な関係者を委員とするこども家庭支援ネットワーク会議を開催し、多様な家庭環境等に対応した支援体制の充実・強化を図る。

(30) 親子関係支援プログラム実施事業（令和6年度、国 1/3 県 1/3 市 1/3、278 千円、
こども家庭支援センター）

《目 的》

子育ての悩みや不安を抱える保護者等に対し、親子関係支援プログラムを活用した支援を行う。

《事業内容》

児童との関わり方及び子育てに悩み、不安等を抱えている保護者並びにその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩み、不安等を抱える保護者同士が相互に悩み、不安等を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。

(31) こども相談サロン・フードパントリー運営事業（令和6年度、国 2/3 市 1/3、1,130 千円、
こども家庭支援センター）

《目 的》

関係機関と連携し、地域において本市が実施する相談サロンと民間事業者が実施するフードパントリー（食材配布）を同時開催し、児童虐待防止と育児負担の軽減を図る。

《事業内容》

こども家庭支援センター、保健センター（北部・東部・西部・中央・南部）及び各支所保健福祉課 5 か所で年 1 回ずつ相談サロン（市実施）とフードパントリー（民間事業者実施）を同時に開催し、地域での子育て支援の

ネットワーク化、各関係機関との連携強化を図る。

また、相談サロンの実施や対象者を必要な福祉サービス等の利用につなげるにより、児童虐待防止や育児負担の軽減を図る。

(32) 児童相談システム導入事業（令和6年度、国 1/2・2/3 県 1/6 市 1/2・1/6、27,759 千円、こども家庭支援センター）

《事業内容》

こども家庭支援センターの業務の効率化や、関係機関との円滑な情報共有等を図るため児童相談システムを導入する。

(33) 児童相談所設置事業（令和6年度、市単独、750,014 千円、児童相談所準備室）

《事業内容》

児童相談所の設置に向けて、基本・実施設計や土地開発基金により購入した整備予定地を取得するなど、必要な取組を推進する。

(34) こどもの未来応援条例推進事業（令和5年度、市単独、811 千円、こども福祉課）

《目的》

子どもを社会全体で守り育てるという機運を醸成し、子ども達が夢や希望を持てる社会の実現を目指す。

《事業内容》

こどもの未来応援条例に基づき、その周知を図り、子どもを社会全体で守り育てるという機運を醸成する。

(35) 子育て情報AIチャットボット活用事業（令和5年度、県 2/3、3,130 千円、こども政策課）

《事業内容》

子育て支援関連情報の問い合わせに 24 時間 365 日対応する AI チャットボットを運用し、子育て世帯等の利便性向上を図る。

(36) こどもまんなか応援サポーター事業（令和7年度、県 2/3、1,386 千円、こども政策課）

《目的》

こどもまんなか社会の実現に向け、こどもまんなか応援サポーターの取組を推進し、こども・子育てにやさしいまちづくりの機運醸成を図る。

《事業内容》

こどもまんなか応援サポーターの取組を周知広報するための啓発動画や、こども・子育てにやさしいまちづくりを啓発するポスターを作成する。

(37) こどもの未来応援イベント開催事業（令和7年度、県 2/3、7,207 千円、こども政策課）

《目的》

こどもまんなか社会の実現に向け、子育てに関する相談や、親子が楽しく相互交流できるイベントを開催し、安心して子育てができるよう支援するとともに、こどもの未来応援条例の周知啓発を図る。

《事業内容》

こどもや子育て家庭を支援する本市の施策を発信するとともに、社会全体でこどもや子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、親子が集い、楽しく相互交流できるイベントを子育て当事者や若い世代の参画を得て開催する。

(38) 子どもたちと鹿児島市を語る会開催事業（令和7年度、市単独、627千円、こども福祉課）

《目 的》

こどもの未来応援条例に基づき、子どもの意見表明の機会を確保する。

《事業内容》

子どもたちが直接市長と対面し、市政課題等について意見交換する仕組みを構築する。

(39) こどもの居場所実態調査事業（令和7年度、国1/2、3,487千円、こども福祉課）

《目 的》

こどもの視点に立った多様な居場所づくりを推進する。

《事業内容》

こどもの居場所に関する実態把握のための調査を実施する。

(40) 児童相談所人材育成事業（令和7年度、国1/2・2/3 市1/2・1/3、2,458千円、児童相談所準備室）

《事業内容》

児童相談所の設置に向け、県や他都市児童相談所への派遣研修の継続や、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に取り組むとともに、児童相談所派遣経験者等への研修機会の充実を図ることで、児童相談所に必要な高い専門性を持った人材育成の取組を進める。

5 母子・父子家庭等の対策

(1) 母子・父子自立支援相談（昭和62年度、一部国庫補助、21,097千円、こども福祉課）

《目 的》

母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図る。

《対象者》

母子家庭、父子家庭、寡婦

《事業内容》

- | | |
|--------------|---|
| ① 実 施 場 所 | 家庭こども相談室及び谷山子育て支援課 |
| ② 相談日及び時間 | 月曜日から金曜日まで（年末年始・祝祭日を除く。）
家庭こども相談室 午前8時30分～午後5時15分
谷山子育て支援課 午前9時15分～午後4時 |
| ③ 母子・父子自立支援員 | 6人（家庭こども相談室4人 谷山子育て支援課2人） |
| ④ 相 談 内 容 | ひとり親家庭等の自立に必要な支援に関すること |

《実施状況》

（単位：件）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	6,701	7,077	6,630	6,288	6,339

(2) 愛の福祉基金事業（昭和56年度、市単独、9,127千円、こども福祉課）

《目 的》

篤志家からの寄付金を基金（令和6年度末基金総額250,984,014円）として積立て、その運用利息等で母子・父子家庭等の福祉の増進を図る。

《対象者》 母子・父子家庭等の中学校に入学する生徒

《事業内容》

母子・父子家庭等の児童が中学校に入学したときに、その入学を祝い図書カードを贈る。

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
対象者（人）	746	767	745	730	700
図書カード （1 人あたり／円）	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000

(3) 母子保護の実施（国 1/2、141, 071 千円、こども福祉課）

《目 的》

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させて、これらの者を保護する。

《対象者》 18 歳未満の児童を養育している配偶者のない女子等

《施 設》 市内 4 施設、定員 80 世帯

(4) 助産の実施（国 1/2、18, 370 千円、こども福祉課）

《目 的》

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ母子の保護を図る。

《対象者》 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯等の妊産婦

《事業内容》

① 実施場所 市立病院、鹿児島中央助産院

② 利 用 料 所得に応じて負担（生活保護世帯は無料）

《実施状況》 (単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用人員	22	24	16	26	19

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業（平成 8 年度、国 1/2、120 千円、こども福祉課）

《目 的》

母子・父子家庭等の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な介護等を行い、地域での生活を支援する。

《対 象》

母子家庭、寡婦、父子家庭であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）又は社会的な事由（疾病、事故、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯

《介護等の内容》

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品等の買物等

《利用者負担》

無料

※市母子寡婦福祉会に委託して実施

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
申請件数（件）	5	9	1	10	6
利用日数（日）	6	16	1	14	6

(6) 就業支援講習会事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業） （平成 16 年度、国 1/2、2,725 千円、こども福祉課）

《目 的》

母子家庭の母及び寡婦並びに父子家庭の父に対し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を実施し、ひとり親家庭等の自立支援を図る。

《対象者》 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父

《講習会の種類》 医療事務講座等

《実施状況》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
講習種目	医療事務・調剤 薬局事務講座	医療事務・調剤 薬局事務講座	医療事務・調剤 薬局事務講座	医療事務・調剤 薬局事務講座	医療事務・調剤 薬局事務講座
延受講人数	447	197	236	266	128
参加実人員	31	33	39	27	12

(7) ひとり親家庭等生活支援講習会事業 （平成 16 年度、国 1/2、384 千円、こども福祉課）

《目 的》

各種生活支援講習会を開催するとともに、個々の母子・父子家庭等の相談に応じるなど、生活の中で直面する諸問題の解決や精神的安定を図り、母子・父子家庭等の地域での生活を支援する。

《対象者》 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父

《講習会の種類》

- ① 児童のしつけ・育児に関する講習
- ② 養育費の取得手続に関する講習
- ③ 健康づくりに関する講習等

※市母子寡婦福祉会に委託して実施

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開催回数（回）	18	20	19	22	16
参加人員（人）	353	443	537	554	414

(8) ひとり親家庭等総合相談会事業 （令和元年度、国 1/2、827 千円、こども福祉課）

《目 的》

ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため、ひとり親家庭等総合相談会を開催する。

《対象者》 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父

《相談会の内容》

- ① 弁護士による各種法律相談
- ② ファイナンシャルプランナーによる家計相談
- ③ ハローワークによる就労相談
- ④ 保健師による子育て・健康相談
- ⑤ 母子・父子自立支援員による母子父子自立支援相談

(9) 中高生国際交流派遣支援事業 （令和 5 年度、市単独、800 千円、こども福祉課）

《目 的》

意欲ある学生が、家庭の経済的状況により学ぶ機会が奪われることのないよう、国際交流の場に参加できる環境を整える。

《対象者》 ひとり親（児童扶養手当・母子父子家庭等医療費助成受給者）・生活保護・市町村民税非課税いずれかの世帯の中学生・高校生

《事業内容》

「青少年の翼事業」「青少年東南アジア派遣事業」の自己負担分の経費を助成する。

※全額、愛の福祉基金を活用

《実施状況》

年 度	5 年度	6 年度
補助件数（件）	0	4

(10) 養育費確保支援事業（令和5年度、国1/2、1,408千円、こども福祉課）

《目 的》

養育費の確実な支払いを支援し、ひとり親家庭の福祉の向上を図る。

《事業内容》

ひとり親家庭の子どもの養育費にかかる公正証書等の取得にかかった経費や強制執行申立てを行う場合の弁護士費用（令和7年度から）を助成する。

《実施状況》

年 度	5 年度	6 年度
補助件数（件）	32	41

6 給付と貸付

(1) 児童手当（昭和47年1月から実施、平成24年4月制度改正、国事業、14,164,735千円、こども福祉課）

《目 的》

高校生年代までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

《支給対象》

高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している者

《支給要件・支給額等》

① 支給要件

児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母などが日本国内に住所を有するときに支給

② 支給額

支 給 対 象	支給額
3歳未満の児童（第1子・第2子）	月額15,000円
3歳～高校生年代までの児童（第1子・第2子）	月額10,000円
0歳～高校生年代までの児童（第3子以降）※	月額30,000円

※第3子以降とは、親等の経済的負担のある22歳到達後、最初の3月31日までの子から数える。

③ 支給日

4月、6月、8月、10月、12月、2月の各5日（5日が閉庁日の場合、その前の開庁日）

《財源負担》

支給対象	国	県	市
0～3歳未満被用者	5/5	0/5	0/5
0～3歳未満非被用者	13/15	1/15	1/15
3歳以上高校生年代まで	7/9	1/9	1/9

《年度末現在の受給者数、延児童数》

(単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給者数	44,559	44,213	41,996	41,130	48,333
延児童数	901,658	894,865	861,749	833,642	877,685

(2) 児童扶養手当 (昭和 37 年 1 月、国事業、3,148,961 千円、こども福祉課)

《目 的》

父又は母がいないか、父又は母が重度の障害である児童を監護している父又は母、又は父母にかわって養育している者の生活の安定と自立の促進を図ることにより、当該児童の福祉の増進を図る。

《支給要件》

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（障害のある者は 20 歳未満）で、次のいずれかに該当する児童を養育している者

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害状態（年金の障害等級 1 級程度）にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合には支給しない。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ② 手当を受けようとする父又は母が、婚姻しているか、又は婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき

《公的年金給付等との併給調整（13 条の 2 関係）》

公的年金や遺族補償等を受けるときは年金等の額によって手当の全額または一部が支給停止となる。

《一部支給停止（13 条の 3 関係）》

手当支給開始から 5 年等を経過した翌月より、手当の 2 分の 1 が支給停止となる。

ただし、適用除外の事由に該当する場合は、届出書を提出することにより、支給停止を除外する。

《所得制限》

前年の所得が所得制限限度額を超えるときは受給できない。（所得には、養育費の 8 割相当額を加算する。）

① 受給者本人

扶養親族数	全 部 支 給	一 部 支 給
0 人	690,000 円	2,080,000 円
1 人	1,070,000 円	2,460,000 円
2 人以降	1 人増すごとに 38 万円加算	1 人増すごとに 38 万円加算

② 扶養義務者等

扶養親族数	全 部 支 給
0 人	2,360,000 円
1 人	2,740,000 円
2 人以降	1 人増すごとに 38 万円加算

③ 所得額から控除される額

ア 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額の合計額から最大 100,000 円

イ 社会保険料・生命保険料は、合計一律 80,000 円

ウ 障害者・寡婦（夫）・勤労学生は、それぞれ 270,000 円（受給者が父又は母の場合、寡婦（夫）控除の適用なし）

エ 特別障害者は 400,000 円、ひとり親は 350,000 円（受給者が父又は母の場合、ひとり親控除の適用なし）

オ 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金等の額

④ 所得制限限度額に加算される額

ア 特定扶養親族 1 人につき 150,000 円（本人のみで扶養義務者等はなし）

イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 100,000 円（扶養義務者等は 60,000 円）

《支給月額》

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

児童数	全 部 支 給	一 部 支 給
1 人の場合	46,690 円	46,680 円から 11,010 円まで 10 円きざみの額
2 人以降	11,030 円加算	11,020 円から 5,520 円まで 10 円きざみの額加算

《負担割合の推移》

昭和 60 年 7 月まで 請求分	昭和 60 年 8 月以降 請求分	昭和 63 年 12 月以降 支給分	平成 14 年 8 月以降 支給分	平成 18 年 4 月以降 支給分
全 額 国 庫	国 8/10 県 2/10	国 3/4 県 1/4	国 3/4 市 1/4	国 1/3 市 2/3

《年度末現在の受給権者数》

（単位：人）

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給権者数	6,622	6,596	6,456	6,361	6,130

※受給権者数には所得制限による支給停止者数を含む。

※平成 22 年 8 月分から父子家庭も支給対象

(3) 特別児童扶養手当 （昭和 39 年 9 月、国事業、認定事務は県が行う、こども福祉課）

《目 的》

精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を養育している者に特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

《支給要件》

精神又は身体に中程度以上の障害の状態にある 20 歳未満の児童を養育する者

《支給制限》

次のいずれかに該当する場合は支給しない。

① 児童が社会福祉施設等に入所しているとき

② 児童自身の障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき

※ 特別児童扶養手当の認定に関する事務については県知事が行っており、市においては認定の請求や各種変更届等の受付、審査及び県への進達に関わる事務を行う。

《所得制限》

前年の所得が所得制限限度額を超えるときは受給できない。

（単位：円）

扶養親族数	受給者本人	扶養義務者等
0 人	4,596,000	6,287,000
1 人	4,976,000	6,536,000
2 人	5,356,000	6,749,000
3 人	5,736,000	6,962,000
4 人	6,116,000	7,175,000
5 人以降	1 人増すごとに 380,000 円加算	1 人増すごとに 213,000 円加算

① 所得額から控除される額

- ア 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額の合計額から最大 100,000 円
- イ 社会保険料・生命保険料は、合計一律 80,000 円
- ウ 障害者・寡婦（夫）・勤労学生は、それぞれ 270,000 円
- エ 特別障害者は、400,000 円
- オ ひとり親は、350,000 円
- カ 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金等の額

② 所得制限限度額に加算される額

- ア 特定扶養親族 1 人につき 250,000 円（本人のみで扶養義務者等はなし）
- イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 100,000 円（扶養義務者等は 60,000 円）

《支給額等》 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

1 級障害児	1 人につき 月額 56,800 円	支給日	4 月・8 月・11 月の各 11 日までに支給
2 級障害児	1 人につき 月額 37,830 円		

《年度末現在の受給権者数》 (単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給権者数	1,104	1,154	1,217	1,285	1,323

※受給権者数には所得制限による支給停止者数を含む。

(4) 市民福祉手当（遺児等修学手当） (昭和 45 年度、市単独、136,441 千円、こども福祉課)

《目 的》

父母の一方又は両方がいない児童を養育している者に市民福祉手当（遺児等修学手当）を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

《支給要件》

4 月 1 日現在で本市に引き続き 1 年以上居住（住民基本台帳に登録）し、次のいずれかに該当する義務教育中の児童を養育する者

- ① 父母の一方又は両方が死亡しているとき
- ② 父母が離婚しているとき
- ③ 父母の一方又は両方が引き続き 1 年以上行方不明であるか、又は児童を遺棄しているとき
- ④ 父母の一方又は両方が引き続き 1 年以上法令により拘禁されているとき
- ⑤ 婚姻によらないで出生した児童であるとき
- ⑥ 父母の一方又は両方が、医師の診療を受けた日から起算して引き続き 3 年を経過してもその疾病が治癒せず、今後も長期にわたる安静と常時の監視又は介護が必要であるとき
- ⑦ 父母の一方又は両方が、重度障害者（身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A1, A2, B1、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級）であるとき
- ⑧ 父母の一方が配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令を受けたとき

《支給制限》

児童が児童福祉施設等に入所しているとき

《所得制限》

なし

《支給額等》 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

資格認定日	毎年 4 月 1 日
支 給 額	児童 1 人につき年額 24,000 円
支 給 月	原則として毎年 7 月

《支給状況》

(単位：人)

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
支給対象児童数	5,900	5,852	5,725	5,657	5,488

(5) こども医療費助成 (昭和 48 年 7 月、県 1/2 市 1/2、2,467,723 千円、こども福祉課)

《目 的》

こどもの健康と健やかな育成を図るため、こどもの保護者に対し医療費の一部を助成する。

《対象者》

本市に住所を有する中学 3 年生まで (15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで) のこども
(市町村民税非課税世帯は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのこども)

※生活保護法による医療扶助等、他の医療扶助を受けている者は除く。

《助成内容》※令和 7 年 4 月以降の保険診療分に適用するもの。

① 助成の方法

- ア 受給者証 対象のこどもの保護者は、受給資格の認定申請を行い、受給者証の交付を受ける。
- イ 助成金申請 医療機関等での受診の際に、受給者証を提示すると、窓口での一部負担金の支払いなし。
(県外の医療機関等で受診した場合は、助成金支給申請書に領収書等を添付し、市へ提出する。)

② 助成額

保険診療による一部負担金の額

《助成金の支給状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
助成件数 (件)	303,729	340,554	376,077	413,520	386,986
助成額 (千円)	1,068,637	1,269,991	1,344,137	1,664,929	1,534,388

※ 3 年 4 月診療分から、助成対象者を市町村民税非課税世帯は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのこどもに拡大

(6) 母子・父子家庭等医療費助成 (昭和 56 年 10 月、県 1/2 市 1/2、250,468 千円、こども福祉課)

《目 的》

母子家庭及び父子家庭等の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

《対象者》

- ① 現に児童を扶養している母子家庭の母
- ② 現に児童を扶養している父子家庭の父
- ③ 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている児童
- ④ 父母のない児童

※児童とは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で心身におおむね中度以上の障害 (特別児童扶養手当 2 級と同じ程度以上の障害) がある者とする。

※生活保護法による医療扶助等、他の医療扶助を受けている者、及び児童扶養手当の所得制限限度額以上の者は除く。

※令和 7 年 4 月より、中学 3 年生まで (市町村民税非課税世帯は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで) のこどもは、原則として「こども医療費助成」へ移行し、医療機関等の窓口での一部負担金の支払いなし。

《助成内容》

① 助成の方法

- ア 受給者証 対象者は、受給資格の認定申請を行い、受給者証の交付を受ける。
- イ 助成金申請 医療機関等の窓口で申請用紙を受け取り、必要事項を記入したのち、診療を受けた医療機関等へ提出する。（市外の医療機関等では申請書の受付ができないため、申請書に診療を受けた医療機関等の領収書を添付して市へ提出する。）

② 助成額 保険診療による一部負担金の額

《助成金の支給状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
助成件数 (件)	66,280	52,323	51,383	52,473	51,717
助成額 (千円)	336,464	283,002	288,976	308,962	308,948

(7) 母子家庭等自立支援給付金事業 （平成 16 年度、国 3/4、95,015 千円、こども福祉課）

① 自立支援教育訓練給付金

《目 的》

ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本市が指定した講座を受講し職業能力の開発を自主的に行う者に対して教育訓練終了後に「自立支援教育訓練給付金」を支給する。

《対象者》

ひとり親家庭の父母で、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けており、過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない者

《対象講座》 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

《支給額》

ア 受講料の 60%相当額（上限 20 万円 専門実践教育訓練給付の対象となる講座は修学年数×40 万円、最大 160 万円。1 万 2 千円以下は支給しない。）

イ 専門実践教育訓練講座の受講終了後 1 年以内に資格を取得し就職等した場合、受講料の 25%相当額を追加支給（この場合は修学年数×60 万円、最大 240 万円）

ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その差額

② 高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金

《目 的》

ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について「高等職業訓練促進給付金」を、また修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。

《対象者》

ひとり親家庭の父母で、児童扶養手当が受給できる所得水準にあり、次の資格を取得するために 6 カ月以上の課程を受講する場合で、就業又は育児と修業の両立に支障が生じていると認められる者

《対象資格》 看護師 准看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 など

《支給期間》 修業期間（最長で 4 年）

《支給額》	高等職業訓練促進給付金	月額 100,000 円（市町村民税非課税世帯） ※養成期間の最終学年の 1 年間は月額 140,000 円 月額 70,500 円 ※養成期間の最終学年の 1 年間は月額 110,500 円
	高等職業訓練修了支援給付金	50,000 円（市町村民税非課税世帯） 25,000 円

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

《目 的》

ひとり親家庭の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職に向けた可能性を広げるため、

ひとり親家庭の親及び児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を支給する。

《対象者》

ひとり親家庭の父母及びその児童（20 歳未満）で、母子・父子自立支援プログラム等による支援を受けている者

《支給額》

受講開始時給付金 受講費用の 40%相当額（上限 20 万円 4 千円以下は支給しない。）

受講修了時給付金 受講費用の 10%相当額（合わせて 25 万円 4 千円以下は支給しない。）

合格時給付金 受講費用の 10%相当額（合わせて上限 30 万円）

(8) 母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業（平成 8 年度、市単独、2,000 千円、こども福祉課）

《目 的》

母子家庭、寡婦及び父子家庭が、日常生活において緊急、一時的に必要な小口資金の貸付に必要な貸付金原資を市母子寡婦福祉会に貸付ける。

《貸付先》 市母子寡婦福祉会

《小口資金の種類》 生活資金、結婚資金、入学資金（高等学校・大学）、自動車運転免許取得資金

《実施状況》

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
貸 付 件 数 （ 件 ）	8	6	5	13	11
貸 付 額 （ 千 円 ）	400	300	250	650	495

(9) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（平成 8 年度、国庫貸付金、23,246 千円、こども福祉課）

《目 的》

ひとり親家庭の父母で児童（20 歳未満）を扶養している者、その児童、寡婦及び父母のいない児童に対して、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

《対象者》 ひとり親家庭の父母、その児童、寡婦及び父母のいない児童

《貸付金の種類》

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

《実施状況》

① 母子福祉資金

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
貸 付 件 数 （ 件 ）	59	37	30	30	37
貸 付 額 （ 千 円 ）	28,688	18,443	11,477	10,108	14,285

② 寡婦福祉資金

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
貸 付 件 数 （ 件 ）	2	2	1	1	0
貸 付 額 （ 千 円 ）	1,076	999	480	250	0

③ 父子福祉資金 ※ 26 年度から制度開始

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
貸 付 件 数 （ 件 ）	5	4	2	3	0
貸 付 額 （ 千 円 ）	1,307	1,066	400	522	0

7 結婚支援

(1) 婚活サポート事業（鹿児島市結婚相談所）（平成 28 年度、県 2/3、20,232 千円、こども政策課）

《目 的》

市民の相談に応じて結婚のあつ旋を行うために、結婚相談所（マリーサポートかごしま）を運営するとともに、A I マッチングシステムの活用等による結婚支援の充実を図る。

《事業内容》

結婚相談所（マリーサポートかごしま）を運営するとともに、A I によるマッチングや婚活アドバイザーによる相談業務等を実施する。

(2) 出会いサポートイベント開催事業（平成 30 年度、県 2/3、3,465 千円、こども政策課）

《目 的》

結婚を希望する人に対し、出会いの場となるイベントを開催し、婚活をサポートする。

《事業内容》

出会いサポートイベントを開催する。

(3) ライフデザインセミナー開催事業（平成 28 年度、県 3/4、880 千円、母子保健課）

《目 的》

大学生や新入社員を対象にしたライフデザインセミナーを開催し、次世代を担う若者への意識啓発を行う。

《事業内容》

大学生や新入社員を対象に、結婚・妊娠・出産・子育ての適切な情報提供を行うライフデザインセミナーなどを開催する。

(4) 高校生のためのライフデザインセミナー開催事業（令和 3 年度、県 3/4、759 千円、こども政策課）

《目 的》

ロールモデルによる仕事と子育ての体験などを通じて、高校生が人生設計について、理解を深めるセミナーを開催し、人生設計を考えるきっかけとしてもらう。

《事業内容》

市内の高校 3 校の高校生に対し、将来を具体的にイメージできるような知識を提供する。

(5) 結婚新生活スタートアップセミナー開催事業（令和 5 年度、県 1/2、1,186 千円、こども政策課）

《目 的》

新婚夫婦や将来結婚・子育てを考えている人に、結婚、妊娠・出産、子育てなど、家計を含めた将来のライフプランを、より具体的に考えてもらう。

《事業内容》

新婚夫婦や将来結婚・子育てを考えている人に、結婚、妊娠・出産、子育てなどの知識・情報を提供するため、セミナーを実施する。

(6) 企業・団体間交流・出会いサポート事業（令和 5 年度、一部県補助、2,539 千円、こども政策課）

《目 的》

結婚を希望する方に企業間交流を通じた出会いの機会を提供するとともに、登録団体の増加等を図り、結婚を希望する人を応援する機運を醸成する。

《事業内容》

異業種・企業間交流会の開催などによる企業・団体間の交流促進及び交流会への支援を行う。

第 2 章 各 種 手 当 一 覧

手 当 の 種 類		支 給 資 格	手 当 額 及 び 支 払 日	手 続 等
国 の 制 度	児 童 手 当	1 対象者 支給対象の児童を養育している方 2 支給対象の児童 高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童	1 手当額(月額) 児童1人につき 3歳未満(第1子・第2子) 15,000円 3歳～高校生年代まで(第1子・第2子) 10,000円 0歳～高校生年代まで(第3子以降) 30,000円 2 支払月 4・6・8・10・12・2月の年6回(口座振込)	○申請に必要なもの 1 預金通帳(養育者名義) 2 3歳未満の児童を養育している方で、私学共済を除く旧共済年金加入者の方は年金加入証明書または健康保険の加入が確認できるもの(コピー) 3 マイナンバーカード(個人番号カード)
	児 童 扶 養 手 当	1 対象者 父又は母がいはいか、父又は母が重度の障害者などで児童を養育している方 2 支給対象児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害のあるときは20歳未満) 3 支給制限 (1) 児童が福祉施設等に入所しているとき (2) 手当を受けようとする父又は母が事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき (3) 所得が所得制限限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1人: 全部支給46,690円 一部支給46,680～11,010円 2人目以降1人につき: 全部支給11,030円加算 一部支給11,020～5,520円加算 ※全部支給・一部支給は所得額による。 ※公的年金等受給額によって、手当額の全部又は一部を支給停止 2 支払月 奇数月の年6回(口座振込)	○申請に必要なもの 1 申請者及び児童の戸籍謄本 2 預金通帳(申請者名義) 3 年金手帳 4 マイナンバーカード(個人番号カード) 5 その他申立書等
	特 別 児 童 扶 養 手 当	1 対象者 精神又は身体に障害のある児童を養育している方 2 支給対象児童 20歳未満で精神又は身体に障害のある児童 ※ 障害の程度は概ね 1級:身体障害者手帳1・2級、療育手帳A ₁ ・A ₂ 又はこれに準ずる障害 2級:身体障害者手帳3級及び4級の一部、療育手帳B ₁ 又はこれに準ずる障害 3 支給制限 (1) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき (2) 児童が福祉施設等に入所しているとき (3) 所得が所得制限限度額以上あるとき	1 手当額(月額) 1級:1人56,800円 2級:1人37,830円 2 支払月 4・8・11月の年3回(口座振込)	○申請に必要なもの 1 申請者及び児童の戸籍謄本 2 所定の 認定診断書(身体障害者手帳・療育手帳) 3 預金通帳(申請者名義) 4 所定の口座申出書 5 マイナンバーカード(個人番号カード) 6 その他申立書等

手 当 の 種 類		支 給 資 格	手 当 額 及 び 支 払 日	手 続 等
市 の 制 度 （ 市 民 福 祉 手 当 ）	遺児等修学 手 当	1 認定基準 4月1日現在で本市に引き続き1年以上居住（住民登録もしくは外国人登録）し、以下の支給要件に該当すること 2 対象者 ひとり親家庭等で義務教育中の児童を養育する者 3 支給対象児童 ひとり親家庭等で義務教育中の児童 4 支給制限 児童が福祉施設等に入所しているとき	1 手当額(年額) 児童1人当り 24,000円 2 支払月 原則として7月年1回（口座振込）	○申請時期 原則として毎年4月中 ○申請に必要なもの 1 預金通帳又はキャッシュカード(申請者名義) 2 申請者及び児童の戸籍謄本(毎年4月1日以降に発行されたもの) 3 父又は母が障害者の場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳が必要 4 その他申立書等